

糸島市補助金設計書

所管課 商工振興課

補助金名称	利子補給助成事業補助金
区分	③利子補給事業補助
該当例規等	糸島市商工・観光振興事業補助金交付規程 【内規】糸島市商工・観光振興事業補助金交付基準

【長期総合計画体系】

基本目標5_ブランド糸島で活気あふれるまちづくり
政策2_地域経済の活性化
施策①_未来を担う企業の創出と育成

1 補助の目的

小規模事業者経営改善資金融資による経営改善を支援することで経営の強化・安定を図る。

2 成果指標

指標① 融資決定件数(年)			
目標値①	15	(単位)	件

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】 小規模事業者経営改善資金の貸付
【補助対象者】 商工会職員の経営指導を受け、商工会等の長の推薦を受けた商工事業者

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】 前年度中に(株)日本政策金融公庫福岡西支店から借入または借換をした小規模事業者経営改善資金に係る利子
--

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助限度額】	50000	円
【積算根拠ほか】 事業資金を利用した者で、市税等の滞納がなく、借入後1年間、1か月を超える返済の遅れがない者に限る。利子補給上限額5万円/人		

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで
